



最近内務省に於ける路政關係行政處分例

K

S

生

○土地收用公告

左の事業は土地收用法に依り土地を收用することを得るものと認定す。

起業者

事業の種類

起業地

年月日

権利を收用することを得るものと認定す。

起業者 事業の種類 起業地 年月日

京濱電氣鐵道株式會社

停留場擴張

東京府東京市大森區
入新井一丁目地内

一六、五、二三

一六、八、一

一六、八、一

一六、八、一

一六、八、一

一六、八、一

一六、八、一

一六、八、一

石川縣知事

道路改築

石川縣鹿島郡瀧尾村地内

一六、七、二九

富山縣

仙臺市電

電動客車設計認可

仙臺市申請に係る當市電氣軌道乗客の急激なる増加は到底現有車輛にては應じ切れざる状態に有之且つ新造には相當の時日を要するを以て止むを得ず東京市電氣局所有の廢車二輛を購入し一部

設計變更の上使用（購入費二九、〇〇〇圓）せんとするの件は七左の事業は土地收用法に依り土地及土地に關する所有權以外の

月二十八日監第二、九一三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

宮城電氣鐵道 松島驛前松島海岸間軌道運輸營業休止許可

宮城電氣鐵道株式會社に係る昭和十四年五月十日監第八三〇號を以て松島電車株式會社より軌道の譲渡を受け候處當時松島電車株式會社は訴訟關係に因り昭和十三年一月以來全線に亘り運輸休止の狀態に在り之を舊狀に復するは容易ならざるのみならず弊社に於て之を譲受けたる後は全線を地方鐵道法に依り地方鐵道に變更し以て地方交通の利便を増進したく之が諸準備の爲二ヶ年間營業休止の許可申請通り直に工事設計に着手昭和十五年三月二十二日附宮電庶第七七號を以て地方鐵道に變更許可申請仕候處官廳證議中にして未だ認可無之更に二ヶ年間繼續休止せんとするの件は六月二十八日監第二八四八號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。

仙臺市電 軌道工事方法變更認可

仙臺市申請に係る電氣軌道用軌條は昭和十年以來鐵道省より古軌條の拂下を受け使用致居候處支那事變突發以來鐵鋼類の統制により古軌條の拂下不能と相成候も從來敷設せる線路の内曲線個所の取替及轉轍器の補修及不時交換用の軌條持合せ無之補修に差支候に付昭和七年以降敷設せし長町線及北仙臺驛線の内曲線部を除き整切構造の護輪軌條及廣瀬橋護輪軌條を撤去し代用品を使用し

交通上の安全を期せんとするの件は七月二十八日監第二九〇〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

茨城縣

水濱電車 軌道抵當證書記載事項及元利支拂豫算變更認可

水濱電車株式會社申請に係る昭和十五年八月十五日監第一九六七號を以て軌道抵當權設定認可相成候處今般借入金の辨濟期限並に元利支拂豫算を變更せんとするの件は七月二十一日監第二七九二號を以て内務、鐵道、遞信各大臣より認可ありたり。

記

一、辨濟期限昭和十六年三月十日を昭和十七年三月十日に改む

一、元金現在七拾萬圓

一、利率百圓に付日歩壹錢四厘とし九十日毎に前拂

水濱電車 軌道抵當證書記載事項並に元利支拂豫算 變更認可

水濱電車株式會社申請に係る昭和三年五月十一日監第一四二〇號を以て抵當權設定認可相成候處今般借入金の辨濟期限及元利支拂豫算を變更せんとするの件は七月二十一日監第二、七九一號を以て内務、鐵道、遞信各大臣より認可ありたり

記

一、辨濟期限昭和十三年九月三十日を昭和十六年十二月三十日

に改む

一、元金現在百五萬圓

一、利率年五分二厘

東京府

東京市營軌道 四谷靈町新宿一丁目間工事方法變更認可

東京市申請に係る四谷靈町新宿一丁目間軌道の構造は基礎並枕木の周圍共全部混凝土を以て打ち固め表面花崗石塊を以て鋪装を更に今般枕木更換工事施行を機會に基盤を栗石並砂利道床に變更せんとするの件は七月二十八日監第二、八九九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

記

一、工費豫算（一糸當り）七六、一二四圓一六

一、工事延長
一糸一九二一

東京市營 麴町四、六丁目間工事方法變更認可

東京市申請に係る麴町四丁目六丁目區間線路の現在に於ける軌道の構造は基礎並枕木の周圍共全部混凝土を以て打ち固め表面

厚さ二時の瀝青混凝土を以て鋪設せるものなれ共今般枕木更換工事の施行を機會に之を砂利道床敷石鋪裝の構造に變更せんとする

認可ありたり。

東京地下鐵道 城東線踏切警報機設置認可

東京地下鐵道株式會社申請に係る城東線江戸川區一之江町地内

に於て改築中の市道と平面交叉するに付在來踏切道を擴築し踏切警報機を設置（工費豫算五、二三七圓）せんとするの件は七月三十日監第二八九八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

諒岡縣

駿豆鐵道株式會社大雄山鐵道株式會社 合併認可

駿豆鐵道株式會社申請に係る該社と大雄山鐵道株式會社とは地域的に於て物資及旅客の輸送上極めて密接なるものあり、將來相互に培養關係を有する點に於て茲に兩者を合併し以て經營の合理化を計り運輸交通本來の使用を果さんとするものにして其の内容は駿豆鐵道株式會社は大雄山鐵道株式會社を合併して存續し、雄山鐵道株式會社は解散するものにして、合併後總資本金二五〇萬圓（六十萬圓増資）となり増資に對する發行株數三萬株（一株二十圓全額拂込）となるものなり而して右合併に關し大藏、商工兩省に協議せし處別段支障なき旨回答ありたるを以て七月十七日監第二、三四五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

長野縣

松本電氣鐵道 抵當證書記載事項及元利支拂豫算變更認可

松本電氣鐵道株式會社申請に係る昭和三年七月九日監第二十六號を以て鐵道及軌道抵當權設定認可相受候處今般日本興業銀行より借り入れたる九十萬圓の辨済期限方法及利率を變更致度付ては抵當證書記載事項及元利支拂豫算變更せんとするの件は四月十六日

監第一、三三六號を以て内務、鐵道、遞信各大臣より認可ありたり。

記

一、辨済期限昭和十八年十二月二十日

一、辨済方法毎年六月二十日、十二月二十日兩度に一萬五千圓

以上支拂ふこと

一、利率 年四分二厘

既に八萬三千圓支拂済にて今後八十一萬七千圓支拂ふべきものなり。

松本電氣鐵道 軌道並に鐵道抵當權認定認可

松本電氣鐵道株式會社申請に係る當社鐵道軌道の各勢力圏内に於ける自動車交通事業の統合調整を計る目的の下に松本自動車及上松自動車會社等の株式買收の爲日本興業銀行より金四萬圓を借入

軌道並鐵道財團に第二順位の抵當權を設定せんとするの件は四月十六日監第一三三七號を以て内務、鐵道、遞信各大臣より認可ありたり。

岐阜縣

名古屋鐵道 軌道並に鐵道抵當權認定認可

名古屋鐵道株式會社申請に係る近畿鐵道岐阜線に目下使用籠在候鏡島線(鏡島驛千手堂驛間)所屬四輪電動客車四輛を今般乗客緩和のため蘇東線(新一宮驛起停留所間)に運轉使用せんとするの件は七月二十八日監第二九四七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

阪神急行電鐵 寶塚線橋梁工事方法變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る寶塚線地藏前及柿ヶ町川兩橋梁は半徑三〇〇米、勾配千分の三〇の線路中に在るを以て荷重衝撃比較的大なるが爲最近鋼桁に變形を生じ且床石部分も多少弛緩せるにより現在の儘放置するときは電車運轉上支障を來たす虞あり依て此際橋桁の架替並に橋臺一部改造(工費二、一五〇〇圓預金支出材料手持品)せんとするの件は、七月十六日監第二七七六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

對應する爲軌道改良工事(工費三四、〇〇〇圓借入金、資材關

大阪市警 高速電氣軌道第三號線東四條、松浦間工事

係鋼材一二四吋手持品セメント二三〇噸)を施行するの件は七月三十日監第二、九四八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。尙軌條の接續は可及的熔接方法に依ることゝす。

愛知縣

名古屋鐵道 鏡島線(地方鐵道線)所屬電動客車を蘇東線(軌道線)に使用認可

方法變更認可

西四條一丁目に大國町、花園町兩停留場間の換氣を操作すべき排氣口を設置す。

大阪市申請に係る高速電氣軌道目下工事施行中の第三號線中東四條、松浦間の工事方法を左記の通一部變更せんとするの件は七月十六日監第二七七五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

記

一、軌道中心間隔

自追加米程約九一五米間（延長一七〇米）を三米六〇乃至四米至ノメ約一〇八五米間（延長一七〇米）に變更

西四條二丁目下水道横斷個所の三六〇型拱型隧道
海南通一丁目ノメ四〇〇型拱型隧道は夫々拱部を變更して下水管を横斷せしむる構造とす。

自追加米程九一五米間（延長一七〇米）三六〇型拱型隧道は四〇〇V型拱型隧道に變更

花園町停留場北部西側通路の一部並同停留場北部函型隧道南端部の構造は之を變更して花園町停留場北部防水壁を設置する構造とす。

一、停留場

花園町停留場の聯動裝置は第一種電氣聯動裝置を變更して自動裝置付繼電聯動裝置とす。

一、排氣設備

阪神電氣鐵道 軌道工事方法變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る弊社本線及傳法線五十庭軌條附屬品は從來外國製品を使用し之に伴ひ軌條頭部熔接ボンドを使用として國產日鐵製品を使用し之に伴ひ軌條頭部熔接ボンドを使用するの件は七月二十八日監第二、八四九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

阪神電氣鐵道 軌道工事方法變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る尼崎市計畫街路（知事執行）新設に伴ひ踏切道（今津、出屋敷線高洲停留場附近）を新設せんとするの件は本件は立體交叉を理想とすべきも停留場に近接し、之が施行は多量の資金資材を要するを以て之等調達容易となるべき時期迄此の儘處理し將來に於て考慮すべき旨を通牒として八月二日監第二、八三二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。